

件名	愛媛県建築審査会条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	建築基準法（昭和25年法律第201号）
1 目的	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正されることに伴い、愛媛県建築審査会の委員の任期を定めるため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p>
2 改正内容	<p>建築基準法第80条及び第83条の改正により、建築審査会の委員の任期を条例で定めるとされ、その際は国土交通省令で定める基準を参酌するものとされた。</p> <p>建築基準法の改正が平成27年6月26日に公布され、平成28年4月1日から施行される。また、国土交通省令が平成27年9月25日に公布され、同じく平成28年4月1日から施行されるため、今回愛媛県建築審査会条例の一部を改正し、委員の任期を二年とする。</p>
施行日	平成28年4月1日
【その他参考事項】	